

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 十 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
U D e n t a l C l i n i c 牛田	広島市東区牛田本町二丁目一―一六 二―三階	令和 七・一一・一
じんにん歯科クリニック	広島市東区若草町九番一二―二〇一号	〃
かわばたファミリー歯科	広島市安佐北区亀山七―四―四九	〃
東広島てっしーデンタルクリニック	東広島市西条町御園字八五二四―七	〃

令和七年十月二十四日

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年十月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

							江波本町薬局	名 称
							広島市中区江波本町五番一七号	所 在 地
							令和 七・一〇・ 一	指 定 年 月 日